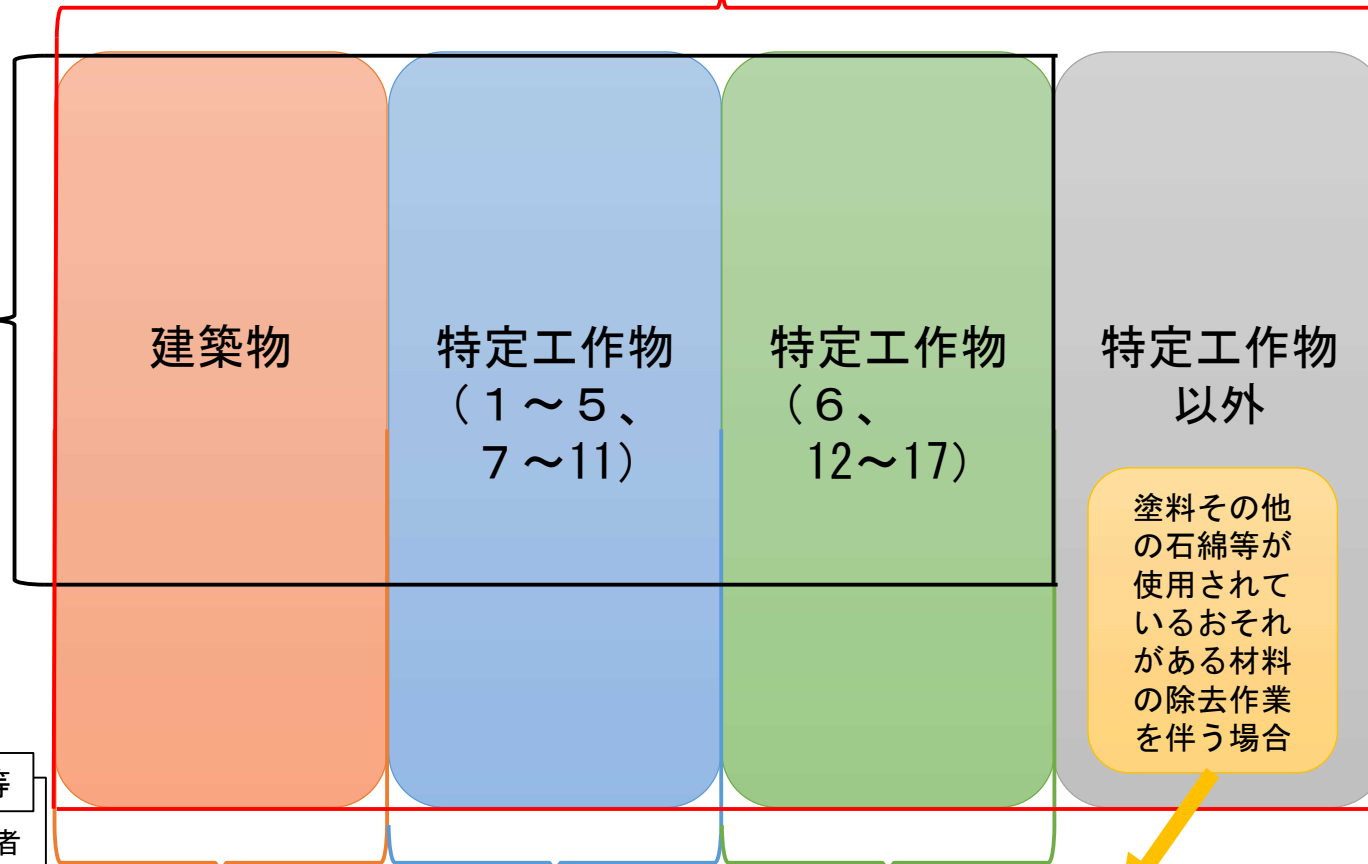


【参考】事前調査・結果報告の要否、調査者に関するイメージ図

すべての建築物等の解体等工事中において事前調査が必要

一定規模以上の建築物、
特定工作物に係る解体
等工事中において、事前
調査結果の報告が必要



特定工作物（環境大臣が定める工作物）

1：反応槽 2：加熱炉
3：ボイラー及び圧力容器
4：配管設備 5：焼却設備
7：貯蔵設備 8：発電設備
9：変電設備 10：配電設備
11：送電設備

6：煙突
12：トンネルの天井板
13：プラットホームの上家
14：遮音壁
15：軽量盛土保護パネル
16：鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
17：観光用エレベーターの昇降路の囲い

※番号は、「特定建築材料が使用されているおそれ
が大きいものとして環境大臣が定める工作物」
（令和2年10月環境省告示第77号）の号番号

建築物石綿含有建材調査者等

- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・これらの者と同等以上の能力を
有すると認められる者

建築物石綿含有
建材調査者等に
よる調査が必要

工作物石綿事前
調査者による調
査が必要

建築物石綿含有建材調査者等
又は工作物石綿事前調査者に
よる調査が必要

※一戸建て等建築物石綿含有建材調
査者は、建築物のうち一戸建て住宅
や共同住宅の住戸の内部のみ事前調
査を行うことができる。